

指定廃棄物処分場対策班だより

表面

第24号

平成29年7月25日発行

平成29年7月14日(金)

町長と町議会議長他8名が環境省を訪れ、町内で一時保管している22・8トン(牧草)の指定廃棄物の強化に伴う財政支援を求め、山本公一環境大臣宛に再度、要望書を提出しました。今号では、その一連の経緯と当日の様子について、お知らせいたします。

一連の経過

【要望理由・経過等】

本町が指定廃棄物を一時保管している場所は、一昨年の関東・東北豪雨による茨城県常総市の鬼怒川の堤防決壊を受けて、昨年の8月に見直された鬼怒川洪水浸水想定区域内に位置しており、洪水等の自然災害による影響を受ける可能性が高い場所となりました。このため、周辺住民からも不安の声があがっており、周辺及び下流域の住民の安全安心を確保するため、現在の一時保管状態を強化する必要があると判断いたし

ました。

町では、現在の保管方法から、強度があり、洪水などにも流されにくく、将来的に移動も可能であるコンクリートボックス等へ詰め替えることで、住民の安全安心を確保できると考え、以上の内容について、本年2月9日に町及び町議会議長他3名が環境省を訪れ、一時保管の強化に伴う財政支援の要望書を山本公一環境大臣宛に提出しました。

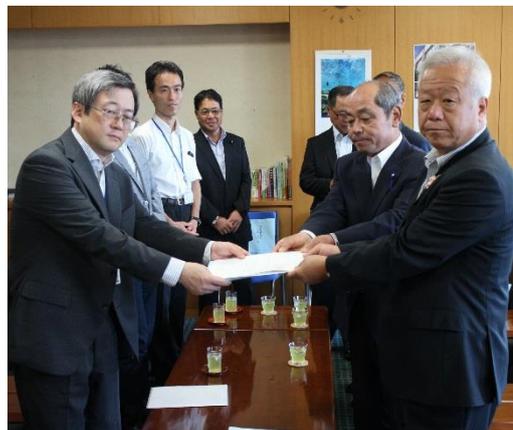
環境省からは、「引き続き協議をしたい」との回答があり、その後の協議において、町内の別な場所に移転することなどを打診されましたが、移転先の確保は困難であることから、6月23日付けの文書で『適地なし』と回答しております。

一方で、6月30日に同盟会会長及び副会長が役場を訪れ、現在の一時保管状態に対する不安の声が同盟会にも届いているとして、町長及び町議会議長に対し、一時保管場所の強化の要望書が提出されました。

このことを受けて、町及び町

議会では、再度、環境省に対して、要望書を提出することとなりました。

当日の様子



安全安心のために、是非、支援措置を再度、お願いしたいと述べました。



7月14日(金)午前11時本町の指定廃棄物の強化に伴う財政支援を求め、山本公一環境大臣宛の要望書(裏面のとおり)を、同省の室石泰弘・大臣官房審議官に提出、受理されましたが、具体的な回答はありませんでした。その際、町長より、持参した資料に基づき、鬼怒川洪水浸水想定区域について説明し、自然災害の影響が懸念されるので、周辺及び下流域住民の

要望書提出後、マスメディアの取材に応じた町長は、「洪水によって(指定廃棄物が)流されることがあれば、下流にも迷惑を掛けてしまう。住民生活に不安を与えない方法を優先すべきだ。」と話しました。

その後、地元選出及び詳細調査候補地を現地視察された国會議員(15名)の事務所に出向き、今回の要望書提出を報告し、ご協力をお願いしました。

【裏面へ】

【 環境省へ提出した再要望書（全文） 】

平成29年7月14日

環境省

環境大臣 山本 公一 様

塩谷町長 見形 和久

塩谷町議会議長 斎藤 定男

指定廃棄物一時保管状態の強固化における支援措置の再要望書の提出について

盛夏の候 貴職におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、東京電力福島第1原発事故に伴う放射性物質の漏洩により汚染された牧草や稲藁などの資源物は、その後、何の補償もないままに指定廃棄物という廃棄物扱いをされて、一時保管されております。

本町には、那須塩原市で収穫され、町内の農家が購入した牧草のホールクロップ22.8トンが、指定廃棄物として一時保管されております。当初は、購入した農家の所有地に保管しておりましたが、風評問題等もあり、現在は、人家から離れた町有地に移動し一時保管をしております。

本町が指定廃棄物を一時保管している場所は、昨年8月に見直された鬼怒川洪水浸水想定区域内に位置し、洪水等の自然災害による影響を受ける可能性が高い場所であり、周辺住民からも不安の声があがっております。住民の安全安心を確保するためにも、現在の一時保管状態を強固化する必要があると判断いたしました。現在の保管方法からより強度があり、洪水などでも流されにくく、将来的に移動も可能であるコンクリートボックス等へ詰め替えることで、従来より強固で、急な移動等にも対応できる保管体制に変更できればと考えております。

このようなことから、貴省に対しまして、去る2月9日に上記内容の要望書を提出しましたところ、引き続き協議したいとの回答をいただきました。その後の協議において、他の場所への移転等を打診され、検討いたしました。移転先の確保は困難であることから、6月23日付けの文書で『適地なし』と回答させていただいているところであります。

今回、全ての町民で組織されております塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会から、町及び町議会宛てに別紙のとおり指定廃棄物の一時保管場所周辺及び下流域の住民の安全安心のため、強固化してほしいとの内容の要望書の提出がありました。

つきましては、このような経過の中で、指定廃棄物を処理する責任者である環境省に対しまして、指定廃棄物一時保管状態の強固化における支援措置を再度、求めますので熟考の上、前向きな御回答をいただけますよう宜しくお願いいたします。